

# ○熱海市池田満寿夫記念館条例施行規則

平成24年12月20日

教育委員会規則第8号

改正 平成27年3月13日教委規則第1号

令和4年3月17日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、熱海市池田満寿夫記念館条例(平成19年熱海市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館料の減免)

第2条 条例第10条の規定による入館料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 幼稚園又は小学校の教育課程に基づく教育活動(これらに準ずるものを含む。)として入館する幼児又は児童を引率する者が入館する場合 入館料の全額
- (2) その他熱海市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特別に認める場合 教育委員会が別に定める額

(平27教委規則1・一部改正、令4教委規則1・旧第5条繰上・一部改正)

(遵守事項)

第3条 熱海市池田満寿夫記念館(以下「池田記念館」という。)に入館しようとする者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物、附属設備、備品、資料等を損傷しないこと。
- (2) 許可を受けないで募金若しくは物品の販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (3) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、池田記念館の管理上必要な指示に従うこと。

(令4教委規則1・旧第6条繰上・一部改正)

(資料等の寄贈等)

第4条 条例第13条第1項の規定により池田記念館に資料等の寄贈をしようとする者は、目録を添えて教育委員会に申し出るものとする。

- 2 条例第13条第1項の規定により池田記念館に資料等の寄託をしようとする者は、資料等寄託申込書(別記様式)を教育委員会に提出するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の規定による寄託を受けたときは受託証を交付するものとし、寄託を

受けた資料等を返還するときは受託証と引き換えに行うものとする。

(令4教委規則1・旧第7条繰上・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

(令4教委規則1・旧第8条繰上)

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に廃止前の熱海市池田満寿夫記念館条例施行規則（平成19年熱海市規則第18号）の規定により市長に対して行っている承認の申請その他の行為については、この規則の相当規定により熱海市教育委員会に対して行った承認の申請その他の行為とみなす。

附 則（平成27年教委規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年教委規則第1号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(熱海市池田満寿夫記念館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この規則の施行の際現に第4条の規定による改正前の熱海市池田満寿夫記念館条例施行規則の様式により提出されている申込書は、同条の規定による改正後の熱海市池田満寿夫記念館条例施行規則の相当する様式により提出された申込書とみなす。

別記様式（第4条関係）

<p>資料等寄託申込書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>熱海市教育委員会 あて</p>	
<p>住 所（法人その他の団体にあつては、 その主たる事務所の所在地）</p>	
<p>申込者</p>	
<p>氏 名（法人その他の団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名）</p>	
<p>電話番号</p>	
<p>熱海市池田満寿夫記念館条例第13条第1項の規定により、池田記念館に資料等を寄託 したいので申し込みます。</p>	
寄託資料等	
寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで
寄託理由	
その他	

別記様式（第4条関係）

（令4教委規則1・旧様式第2号・一部改正）